

滋賀県流域治水の推進に関する条例案に係る地元説明会の状況報告について

日時	対象地域	対象者 参加人数 調整窓口
10/26 (土) 19:00 ~ 20:30	大津市本宮	自治会住民対象 約 30 人 大津市を通じて調整
10/30 (水) 19:30 ~ 21:15	東近江市きぬがさ城東	自治会住民対象 15 人 東近江市を通じて調整
10/31 (木) 20:00 ~ 22:00	甲賀市(黄瀬、牧、勅旨、長野、江田、神山、西、水口三大寺、水口三本柳)	自治会住民対象 約 110 人 甲賀市を通じて調整
11/3 (日) 16:00 ~ 18:00	米原市村居田	自治会住民対象 約 50 人 米原市を通じて調整
11/7 (木) 19:30 ~ 21:45	大津市田上自治連合会(南もみじが丘、もみじが丘、サンシャイン、平安台、関津町、黒津桜苑、黒津町、黒津レストタウン、枝町、太子町、羽栗町、森町、里町、石居町、湖南台、稲津町、青松台各自治会長)	自治会長対象 約 20 人 大津市を通じて調整
11/9 (土) 19:30 ~ 21:30	高島市朽木野尻	自治会住民対象 17 人 高島市を通じて調整
11/9 (土) 19:30 ~ 21:00	東近江市きぬがさ(中洲、中央、城東)	自治会住民対象 約 20 人 東近江市を通じて調整
11/14 (木) 19:30 ~ 21:15	大津市上田上自治連合会(大鳥居、牧、平野、中野、芝原、堂、新免、羽栗)	自治会長対象 11 名 大津市を通じて調整
11/19 (火) 19:30 ~ 21:30	甲賀市水口町三本柳	自治会役員対象 7 名 自治会長と直接調整
11/20 (水) 19:30 ~ 21:15	長浜市北部地域(高月町馬上、木之本町石道、川合、大見、余呉町下丹生、上丹生、菅並、西浅井町余)	自治会長、役員対象 約 25 名 長浜市を通じて調整
11/30 (土) 19:30 ~ 22:00	竜王町弓削	自治会住民対象 約 70 人 竜王町を通じて調整
12/1 (日) 19:00 ~ 21:45	長浜市虎姫地区(旧虎姫町全自治会)	自治会住民対象 約 170 人 長浜市を通じて調整

日時	対象地域	対象者 参加人数 調整窓口
12/8（日）13:00～15:20	近江八幡市元水茎・水茎	自治会住民対象 約 20 人 自治会長と直接調整
12/8（日）16:00～18:30	近江八幡市下豊浦(小中之湖、北原、 芦刈、江の島)	自治会住民対象 約 70 人 自治会長と直接調整
12/8（日）19:30～21:15	近江八幡市新巻町	自治会住民対象 21 人 自治会長と直接調整
12/8（日）19:00～20:50	米原市醒井	自治会住民対象 57 人 米原市を通じて調整
一巡目 計	16 会場	約 710 人
H26.1/18（土）9:30～12:05	近江八幡市下豊浦(小中之湖、北原、 芦刈、江の島)	自治会住民対象 54 人 自治会長と直接調整
H26.1/19（日）16:00～18:30	近江八幡市市元水茎・水茎	自治会住民対象 約 20 人 自治会長と直接調整
H26.1/19（日）19:30～21:15	近江八幡市新巻町	自治会住民対象 約 20 人 自治会長と直接調整
二巡目 計	3 会場	約 90 人
合計	19 会場	約 800 人

日 時：平成 26 年(2014 年) 1 月 18 日(土) 9:30-12:05

場 所：やすらぎホール（近江八幡市下豊浦）

対象者：近江八幡市下豊浦地区住民（54 人）

（資料により説明）

質 疑

住民：西の湖から琵琶湖に排水するポンプを設置してほしい。

県：西の湖周囲の堤防で治水対策をすることとして河川整備計画に位置づけている。

住民：冬季における琵琶湖の水位を下げてほしい。西の湖のヨシ刈り作業の容易、生物の生育生息環境にプラスになるため。

知事：3 年前に設けた「関西広域連合」で琵琶湖水位操作についての議論が動き出した。冬季の琵琶湖水位を下げることは、魚類の生息環境にプラスになることは、県として主張していく。一方、下流府県の意見もあることから、調整が必要。

住民：当初、干拓堤防高さは T.P.87.5 で計画された。軟弱地盤であるため 0.5m 低い T.P.87.0 で施工された。第二期工事として 0.5m かさ上げするという計画であった。さらに材質がスクモであることから干拓堤防は沈下している。現在の干拓堤防の高さを教えてほしい。地域の状況をふまえ、干拓堤防の当初計画を見直し、干拓堤防嵩上げ、干拓堤防強化、ポンプ設置をお願いしたい。

県：農村地域防災減災事業により計画堤防高までの復旧は可能。地元負担が生じるため、今後協議していきたい。増強の可能性も地域の実情に応じて研究したい。

住民：1 回目説明会も出席した。平行線をたどっているという感想。地先の安全度マップが示されたが、もしもの時にどうするか議論が必要。天災なのか人災なのかということになる。大雨が降ったら、土のうを積むとか、避難をすとかの具体の議論が必要ではないか。

県：県は、高頻度 1/10 の地先の安全度マップも作っている。今公表させていただいているリスク図をもとに、今後、水害に強い地域づくり協議会で、具体の議論をしたいと考えている。

知事：前回も今回も平行線で、人災なのか天災なのかという極めて分かりやすいご質問をいただいた。ある被害が起きた時に、裁判で、知事の河川管理の瑕疵が問われるのかということが天災と人災の境目になると思う。私は裁判でどうこうしろといっているのではないが、法律の上では、県は 1/10 の河川整備を計画的に実施していれば、行政の瑕疵にはならない。しかし、計画規模以上の雨は起こりうるおそれがある。その際にいっしょに命を守りましょうと提案しているのが、流域治水条例。私たちは、最悪の事態でも命を守りましょうと提案している。日本中でこのような提案をしている

のは滋賀県だけ。地先の安全度マップは日本で初めて滋賀県が作った。こういう最悪のリスクを出さないでおこうというのが今までの行政でもあった。条例は、200 年確率の大雨が降ったときでも命を守りましょうという呼びかけです。

住民：水害リスクが明らかとなったのだから、リスク放置ではなく、みんなで議論することが大切と思う。県と地元が双方歩み寄る部分がおとしどころと思う。県はもう一步、歩み寄りが必要ではないか。

知事：本日の説明内容がその歩み寄り。歩み寄りの項目は3点。河川整備5 年計画の明示、農政水産部におけるポンプ増強の可能性の研究提案、条例制定後、水害に強い地域づくり協議会開催により、大雨時の避難体制の具体的計画をつくらせていただくとの提案。米原市村居田や東近江市葛巻の事例を見ていただくと出口があると思っている。

住民：西の湖を掘削し水をためる容量を増やしてほしい。西の湖の管理は、国からの補助金を受けられないのか。干拓堤防の改修が必要

県：西の湖は琵琶湖とつながっており、仮に掘削しても琵琶湖の背水の水で満たされてしまう。よって、西の湖の下流側の長命寺川河川改修を進めている。西の湖では、国からの補助金を受けて事業を実施している。干拓堤防については我々の方で堤防高を確認させていただきたい。干拓堤防改修は地元負担が伴う。今後も、地元の方と協議させていただく。

住民：小中の干拓堤防は、せめて大中の干拓堤防程度に嵩上げや質的改良をしてほしい。干拓堤防の現状維持ではダメ。さらなる対応が必要。

県：既存制度では、もともとの計画高さまでの復元に対しては制度がある。農政サイドの既存事業としてはここまでしか回答できない。

知事：干拓の時代的背景、小中と大中の違いをいろいろと教えていただいた。堤防の高さについては農地防災事業でカバーできるが、スクモといった堤防の質について、まずは地域事情をお知らせいただいた。では、この地域事情に対して、農地防災事業の仕組みを越えたところで何ができるかというところは、一旦知事として預からせていただく。県の仕事・行政の仕事は、税金でやらせていただくので、事業の公益性について納税者への説明が必要である。干拓堤防の質的強化についてどこまで可能かということも含めて、預からせていただく。

住民：いままでの意見に十分配慮いただいて、約束されたことは必ず守っていただくということで、逃げないように。国から金を取ってくるのが知事の仕事と思う。われわれに細かいことを説明されてもたぶん分からないと思う。行政は、税金でまかなわれているので、できるだけ知事にがんばっていただいて、国から予算をとるとか、県の予算をうまく活用いただき、無駄のない投資を是非お願いしたい。

知事：何よりも、この会合に入らせていただけるようになったことをありがたく思

っている。今、区長様からご示唆いただきましたように、私どもは、みなさんの税金をお預かりして、最小の費用で最大の効果があげられるよう仕事をさせていただいている。その結果は、みなさんがこの地域で安全に安心して孫子の代まで住み続けていただけるような、そういうまちづくりに貢献させていただくことだと思っている。

実際の行政は、例えば、農地では農地法、河川では河川法とさまざまな法律の中でどうしても縦割りになってしまうが、皆さんの要望は、例えば、水害を例にすると、水には色がついていない。最終、責任を持つのは知事と思っている。地域にとって大事なのは歴史的経過、みなさんのご経験を生かして、孫子が安心して暮らせるまちづくりに県としても貢献をさせていただきたいということで、ここでお約束させていただく。

半年、1年でできるものだけではない。しかし、将来どうなるかというのも、今私たちが、例えば条例をつくりそして将来に対して土地利用や建物の規制などで手を加えることが、実は、危険を知って孫子に対して安全に住み続けられるように、そして何よりも誇りを持ってこの地域に住み続けられるようなその手助けを県としてさせていただくのが最大の役割と思っている。また、文書等でお問い合わせいただければと思う。

担当は残らせていただくので最後までご意見をお聞かせいただきたい。本日はありがとうございました。

<ここで、知事は午後の用務のため退席>

住民： 須田川左岸堤防は、一級河川の堤防か？県が管理しているのか？ 干拓堤防と市道が兼用しているところはどうやって施工するのか。 前回1回目の説明会で「干拓堤防は20cm程度沈下している」と発言したが、県は航空測量で詳細データを有していると聞いたが、沈下量はどれほどか？ 地先の安全度マップの浸水位は、大中の湖干拓地 2m 程度<小中の湖干拓地 4m 程度となっているが、この理由を教えてほしい。

県： 須田川左岸堤防は一級河川の堤防である。東近江土木事務所で管理している。

県： 干拓堤防は農水省の財産。 市が堤防の上に、道路機能の舗装をのせているもの。施工する際には、市と協議をする。 干拓堤防の沈下量は約60センチ。航空測量の結果である。（浸水の時系列現象を口頭説明）小中の湖干拓地には、1 蛇砂川上流の水が干拓堤防を盛り越して流入+2 須田川の水+干拓地に降った雨が流入する。大中の湖干拓地には、小中の湖干拓地が満水になってから流入する。この違いにより、地先の安全度マップの色つきが異なるもの。

住民： 干拓堤防が沈下しているのならば、もっと早く私たちに知らせてほしかった。

住民： 罰則、料料はどういう場合にかかるのか説明してほしい。前回欠席のため。

県： 今後、地域にて、地域のルール＝水害に強い地域づくり計画をまとめている。

ただくこととなる。罰則、科料は、地域のルールを無視するなど、悪質な場合にのみ適用となる。現在の建築基準法にも罰則科料の規程はあるが、近年 10 年間、罰則を適用された事例はない。法律条例では、許可基準と罰則はセットであることから、条例案に罰則を入れている。

住民：私の家は、1/200 地先の安全度マップで、2-3m のリスクとなっている。3m の盛土が必要なのか？

県：2 階建てであれば、特に盛土は不要。

住民：県議会の審議状況と今後の予定は？

県：11 月議会では継続審議となった。次回 2 月議会で審議いただく。なお、条例の内容は、9 月・11 月議会の審議内容、10-12 月の住民説明会時のご意見、本日(1/18,19)説明会時のご意見をふまえ、熟慮したうえで最終判断する。

県：ご意見・ご質問いただければ、県に知らせていただきたい。適切に対応させていただきます。

住民：今後、流域治水条例浸水危険区域想定住民協議会との関係もある。われわれの意見が十分伝わるように、対応していきたいと考えている。

日 時：平成 26 年(2014 年) 1 月 19 日(日) 16:00-18:30

場 所：近江八幡市水荃町自治会館

対象者：近江八幡市元水荃・水荃地区住民（約 20 人）

（資料により説明）

質 疑

住民：命を守るとする条例ならば、まず公助により新たな対策も行い、そのうえで県民に自助を求めるという流れと考える。

知事：公助としては、次の 2 つを提案している。日野川の河川整備：平成 2 年の災害以降、過去 24 年間、河川改修を進めている。現在も河川整備計画に位置づけ、また本日説明させていただいた河川整備 5 ヶ年計画にも位置づけ、計画的に進めていくことを提案させていただいた。避難計画の充実：水害に強い地域づくり協議会により、地域の実情に応じた避難計画をみなさんとともに検討していくことを提案させていただいた。高齢者の方、車いすの方といった一軒一軒の事情をみながら検討していく。米原市村居田や東近江市葛巻地区ではすでに取り組みをしており、今後、丁寧に行っていく。

住民：丁寧にやってほしい。

知事：流域治水基本方針の検討の過程において、住民会議を組織した。先週お亡くなりになった大橋正光さんが住民会議の座長として「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」をまとめてくださった。後日、配布させていただく。

住民：この地域は、干拓地という特殊性がある場所。ポンプアップしないと暮らしていけない場所である。H25 の台風 18 号の時、県は誰も来てくれなかった。条例で制度を作るなら、何か具体的な対応をしてほしい。

知事：日野川の改修は、平成 2 年以降、200 億円を投入して改修を進めている。H25 の台風 18 号の時、職員は、日野川の避難に関する情報をお知らせしたり、堤防の見回り等を行っている。台風時は、県は一級河川の見回りを行っており、台風時に県職員が県下全域を見回することは物理的に困難。

県：H25 の台風 18 号の時、日野川の中流部、竜王町地先では堤防が崩れ、その対応等を行っていた。土木事務所は、県が管理する一級河川や道路の見回りを中心に対応している。

住民：H25 の台風 18 号では、瀬田川洗堰が全閉されたためポンプ排水ができなくなったのではないか。

知事：台風 18 号では、琵琶湖水位が - 2.5 cm から + 7.7 cm まで 10.2 cm 上昇した。洗堰閉鎖による水位上昇は 10 cm 程度で、残りは地形条件によるもの。滋賀県に 600 mm の雨が降ると、そのうち半分が琵琶湖に流れこむ。琵琶湖の面積が 1 とすると琵琶湖周辺の面積が 5 なので、 $600 \text{ mm} \times 1/2 \times 5$ 倍とすると、水位上昇は 1 m 50 cm 上昇することとなる。大雨が川から琵琶湖に流れこんだことにより、琵琶湖の水位が 1 m 上がったもの。

住民：伊勢湾台風の時も2か月家が浸かった。それでも今まで生きてきた。それに対する返事がない。わしらを安心にしてくれ。

知事：大変なところでご苦労いただいた。それゆえ、まずは日野川の河川改修を進めている。日野川の改修により安全度は高まったが、完全にゼロにできない。ゆえに、流域治水で命を守りましょうと提案している。

住民：この水茎干拓地に住んでいる者主体の事業をやってほしい。

知事：お住まいの方の視点で事業を実施することが重要と考えている。県が公表している地先の安全度マップも、お住まいの方の視点で作成したもの。

住民：条例は必要と思うが、罰則適用については疑問がある。

知事：現在の条例案を何が何でも県議会に通そうということではない。必要があれば、条例案の修正もさせていただいてということで、本日もご意見をうかがっている。罰則は、建築基準法の法律にも位置づけられており、県が罰則を緩めることはいかなるものかという議論もある。県議会とも議論させていただく。

住民：土地改良施設更新の受益者負担は理解しているが、干拓地という他の地域とは異なるということを言いたい。

知事：ポンプ改築等の費用負担が大きいことは承知している。今後国は、農業政策を大きく転換してくる。また TPP の問題もある。ソーラシェアリング農地等、地域のお金の稼ぎ方なども工夫してほしい。

住民：賦課金は、水茎干拓地 21,000 円/1 反、小中の湖干拓地 10,000 円/1 反、大中の湖干拓地 5,000 円/1 反と差が大きい。流域治水条例とは直接関係ないが、土地改良として議論が必要と認識している。

住民：地元が、水茎地区全体の埋め立て要望をしたら、どうなるのか

知事：干拓地の一部嵩上げは、これまでも土木工事の発生土を有効に活用することで実施しているところがある。干拓地全体のかさ上げについては、今ここで答えできないので、担当部局と相談する。

県：お隣の津田干拓地では、公共工事の発生土をいれて嵩上げされている。近江八幡市には、水茎、津田、大中、小中の4干拓地があるが、お互い近いのに、これまで情報の共有ができていなかった。現在、干拓地の情報共有・課題の共有を行うため、連絡協議会を設置することとしている。今後も、市と協力しながら検討させていただきたい。

住民：前回 H25.12.8 の説明会において、娘夫婦が干拓地での住宅建築について質問させていただいた。家を建てても条例は適用されないとの説明をうけたようだが再確認したい。

知事：12.8 の説明会時に、該当箇所の予想浸水位をご提示させていただいた。今、

家をお建てになっても条例の内容は適用されない。浸水リスクを知って、そなえていただきたい。

住民：条例は、いつ施行となるのか。

知事：建築規制に関する部分は、1年後の施行となる。ただ、浸水危険区域の指定は、水害に強い地域づくり協議会の取り組みを行い、地域の納得をいただいてからでないと実施しない。

住民：干拓地はポンプ排水が命であり、ポンプが故障したら命に係わる。そのポンプは設置後50年以上経過しており、改良費も5億円程度かかるので、ポンプ改良に県の補助金アップを要望する。予想浸水深さが3mならば3mのかさ上げが必要なのか？家は点在しており周辺一帯を嵩上げすることも考えてはどうか？避難が大切。

知事：干拓地での対応は、まずは4つの干拓地の連絡協議会で現状を共有させていただき、今後具体の検討をさせていただきたい。今後農業政策は一気に変わる。県としてはしっかりと計画を立ててマイナスの影響ができるだけ出ないように対応していく。条例は、浸水位よりも上に避難空間を設けてほしいとの内容である。2F建ての住宅は、普通に立てても2F床面高さが2.99mある。よって、予想浸水深さが3mならば数値上2センチのかさ上げ、ほぼこれまでどおりの2F建て建築をしていただくことで条件を満たす。周辺一帯のかさ上げや避難計画については、水害に強い地域づくり協議会で議論させていただく。地域の避難所を設けるとか避難用のボートを設置する等といった地域の実情に応じた対応を考えていきたい。条例は、骨組みだけであるが、今後、実施要綱などを作って具体的に進めていくこととしている。

住民：台風18号の時干拓地は浸水被害を受けた。県には、浸水後に現地確認に来てほしかった。日野川の河川改修は早急に進めてほしい。ポンプ改修の支援をしてほしい。条例の罰則はやりきれない思いがある。水害に強い地域づくり協議会は条例がなくても取り組めるのではないかと。嵩上げ支援400万円というが、例えば、400万円×5件の事業費を避難場所整備にあてるといった方法もあるのではないかと。

知事：水害に強い地域づくり協議会は、条例がなくても実施できるし、既に取り組んでいる箇所もある。近江八幡市馬渕小学校では子どもが通学路を測量して、こどもハザードマップを作成するという取り組みもしている。水害での取り組みの参考にしてほしい。避難場所整備など、水害に強い地域づくり協議会において、地域に応じた対応の議論をしてほしい。みなさんの地域の課題解決を図るため、条例をつくり、税金を投資できる仕組みをつくるもの。

住民：浸水被害時、隣接する牧町自治会館を避難場所にするといった地域間連携がしたい。

県：避難体制の検討、避難場所の設置など、水害に強い地域づくり協議会にて

議論をしていきたいと考えている。

知事：本日の資料２のとおり、住民会議から６点の要望をいただいた。５点目までは技術的内容であるが、６点目「条例は、命を守るのではなく、いたずらに権力を振り回す、いじめ条例で手法が間違っている」との文章を見て涙が出た。２００６年に皆さんの支持をいただき知事に就任したが、権力を振り回して、いじめ条例とは思っていなかったが、このように思われ反省している。担当には責任はない。知事としての責任である。

何度でも来いということなら何度も説明に来る。県全域の責任を持つ知事としては、条例を必要としている地域もあるため、できるだけ早く議決いただきたい。その後、自分たちで水害対策できるということは、県は口出しすべきでないと思っている。ただ、リスクがあることは知っていたきたい。市長からは、知事のパフォーマンスに付き合えない、リスクを公開すれば人心を混乱におとしめると今も叱られている。市長の意見ももっともなところがあると思う。危険は危険、こういう時代であるから、そなえることが孫子への贈物と思い条例を提案した。孫子に喜んでもらえるまちづくりをしたい。疑問についてはまた聞かせてほしい。

日 時：平成 26 年(2014 年) 1 月 19 日(日) 19:30-21:15

場 所：新巻町公民館（近江八幡市新巻町）

対象者：近江八幡市新巻町（住民約 20 人）

（資料により説明）

質 疑

住民：さきほどの県の回答では、樋門は農業用排水の施設であり地元で管理してほしいと切り捨てられた。樋門を閉められなければ、日野川からの逆流がおこって 1/200 の雨でなくても浸水被害が発生する。水防団は命がけで、夜を徹して樋門の開け閉めに当たっている。切り捨てられたら納得がいかない。地域特性を踏まえて、相談に乗ってほしい。

知事：樋門を設置した際に、設置後の維持管理規定、誰がどのように操作するかの規定があるはず。樋門ができた詳しい経緯をご存知の方はいないか。

住民：昭和 28 年台風 13 号の際、堤防が 3 箇所切れた。新巻町では、全壊が 2 戸、10 戸ほどが床上浸水になり、田はすべて土砂に埋まった。その昭和 28 年水害の復旧の際、水路を直してもらい、その後に樋門をやりかえた。

住民：大昔は鳥居が組んであって、カケヤで杭を打ち込む方式だった。その後、昭和 28 年水害の後、木の樋門にやりかえ、現在のハンドル式になったのは平成 8 年で「ふるさと農道事業」で設置したもの。

住民：年に数回、台風のたびに樋門を開け閉めする作業が発生する。安吉橋が水防団待機水位になってから 3m50 cm まで水位が上がるのに 1 時間かからない。水防団だけでは危険すぎる。考えてもらいたい。

知事：対象の樋門は、県の農林サイドがふるさと農道事業で設置し、近江八幡市に引き継いでいるものである。東近江土木事務所だけでなく東近江農業農村振興事務所、近江八幡市が連携して確認する。宿題とさせていただきたい。

住民：新巻の住宅は 2 階建てである。一方、この公民館が避難場所となっているが、平屋建てで地先の安全度マップでは 1-2m 浸水することになっている。この公民館に集まると危険な状態。新巻町の公民館が危ないとなれば、浄土寺集落まで逃げろと言われているが、市道は浸水して使えず、山の中をつたって逃げなければならない。避難場所がほしい。

住民：公民館の裏手に神社があり、道を一本つけたら神社を避難場所にできる。このため、自治会から近江八幡市に、神社を避難場所にしてくれと言ったら、ダメだといわれた。

近江八幡市：市は水防法に基づき避難所を指定している。今回の条例は、法律をこえたものの話。市地域防災計画は地域の方とともに、いろんな情報をもとに考えることとなる。

知事：「水害に強い地域づくり協議会」の場で、県、市、住民が議論する中で、新たに避難場所を作るという選択肢がないわけではない。

県：たちまち、避難する場所がないということは問題で、条例や法律とは関係なしに議論しなければならないのではないか。そのうえで、条例を前提とし

て県の支援制度を使うか、ほかの方法を取るか、考えていただければよい。

住民：竹木の伐採について、順次実施するという説明であったが、浄土寺も新巻もしてもらえるということか。

県：流水を妨げるものから順に伐採する方針で取り組んでいる。堤防に生えているものについては、堤防の安定を損ねる可能性もある。なお、伐採してもすぐに竹が生えてくるので、その後の伐採については県からの補助もあるので、地域でも取り組んでほしい。

県：また、日野川に多くの竹が生えているため、地元要望を聞きながら限られた予算の中で順次取り組んでいきたい。

住民：私有地についてはどうか。

県：民地については状況によってご相談したい。堤外民地の境界はわからなくなっている。自治会単位で取りまとめて伐採について OK を頂けるとスムーズにいく。

住民：自治会が協力するのは当然である。

住民：堤防の高さが左右岸で違うという話もきく。なにか決まりがあるのか。

県：歴史的経緯で、左右岸の堤防高が違う場合もたしかにある。しかし、改修後の堤防は、かならず左右岸同じである。

住民：条例について、県の考え方について市が納得していないところを地元が受けなければならない状況がある。判断しやすいようにしてほしい。

知事：今回は、市と打ち合わせができていなくて申し訳がない。命を守る取り組みは市であれ県であれやらねばならないことなので、協力してやっていきたい。

知事：日曜日の夜遅く、お集まりいただき、さまざまなご意見を出していただいたことに感謝申し上げます。

「人災」というレベルでは 1/200 の降雨まで備える必要はない。やりすぎだという意見もある。水害は地先の安全度マップなどのシミュレーションで予測でき、そなえることができる。そなえることができる災害なのであれば、対策を取って確実に命を守りたい。

台風 18 号は、学校が休みの日に起こった。学校がある日に起こったら、通学路が浸水するなど、危険があったと思う。なんとしても子どもの命は守らなければならない。子どもたちに、水の恵みと危険性を伝えていき、地域の次の世代が安心してくらせるようにしたい。

1 月 9 日にいただいたご意見の中に「いじめ条例である」とされており、本当につらいなあ、と思った。私は政治家であるから批判は受け止めるが、職員は土曜も日曜もなく働いている。命を守るための条例、ひきつづきこの地域で暮らしていただくための条例であり、まちづくりに貢献していきたいと考えている。